

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	33	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>○特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」）、関西国際空港土地保有会社（以下「関空土地保有会社」）及び中部国際空港株式会社（以下「中部会社」）に係る事業税の特例措置の適用期限を延長する。</p> <p>○特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新関空会社：事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。 ・関空土地保有会社：事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。 ・中部会社：事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の2/3を控除する。 		
関係条文	地方税法附則第9条第4項、第5項		
減収見込額	<p>[初年度] - (▲1, 127) [平年度] - (▲1, 127) [改正増減収額] ▲1, 012* (単位：百万円) ※「平成24年度税制改正による事項別増減収見込額」に記載されている新関西国際空港株及び関西国際空港土地保有株の数値</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>○新関空会社及び関空土地保有会社、○中部会社</p> <p>関西国際空港（以下「関空」）及び中部国際空港（以下「中部空港」）は、我が国の経済活動を支える重要基盤である国際拠点空港であるが、地域との共生、環境問題への対応等のため、海上空港として設置されたものである。</p> <p>関空、中部空港の設置・管理・運用を行う新関空会社、関空土地保有会社、中部会社の資本金は、海上空港の特殊性から必要になる多額の空港工事負担金等であり、その性質及び目的が、他の課税法人とは異なるものであるため、適正な課税措置により、関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与することを目的とする。</p> <p>さらに関空については、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、関空の国際拠点空港としての再生・強化を図るため、可能な限り速やかに（早ければ平成26年度にも）コンセッションを行うこととなっており、本特例措置により、コンセッションの円滑な実施が可能となる。</p>		
		ページ	33-1

(2) 施策の必要性

○新関空会社及び関空土地保有会社

- ・平成24年7月1日に実施された関空・伊丹（以下「両空港」）の経営統合後においては、関西国際空港株式会社は関空土地保有会社となり、関空の空港用地を保有・管理し、新関空会社に貸し付けることとなり、また、同社は空港用地に係る多額の債務を償還している。

関空土地保有会社の資本金は、空港建設の実施に伴う工事負担金等であり、その性質及び目的が他の課税法人と明らかに相違し、これら全てを課税することは適当ではないことから、関空会社であった時から措置されていた、資本割の算出に係る資本金等の額の5/6を控除する軽減措置が必要である。

- ・新関空会社は関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大を図るため、両空港を一体的かつ効率的に設置・管理することを目的として設立された法人であり、その資本金については、経営統合法に基づき、国がその全額を政策的に出資したものであり、かつ、国が常時発行済株式総数を保有することが義務付けられていることに鑑み、引き続き、資本割の算出に係る資本金等の額の5/6を控除する軽減措置が必要である。

○中部会社

- ・中部国際空港は、空港法上、国が設置及び管理を行うべきものであるが、民間活力を積極的に導入した新しい事業方式により、国、地方公共団体及び民間一体の協力・責任体制の下に事業を執行することが最も適切と判断され、株式会社形態で設立された中部会社が建設を代行実施することとされたものである。

- ・中部空港は、地域社会との調和を図るため騒音等の環境面に配慮して海上空港として整備したため多額の初期投資を要したことから、資本金は極めて多額であり、また、その資本金は、空港建設の実施に伴う工事負担金等であり、その性質及び目的が他の課税法人と明らかに相違し、これら全てを課税することは適当ではないことから、引き続き、資本割の算出に係る資本金等の額の2/3を控除する軽減措置が必要である。

本要望に
対応する
縮減案
担当者等
(連絡先)

—

- ① 政策評価体系における本要望の位置付け
国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日）
政策目標 6 「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」
施策目標24 「航空交通ネットワークを強化する」に包含

【新関西空会社及び関西空港保有会社関連】

- ① 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）
（目的）
第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律百十七号。以下「民間資金法」という。）の規定により両空港に係る特定事業（民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港（以下「国際拠点空港」という。）としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。
- ② 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）
国内のインフラ整備・運営を担ってきた公共部門を民間に開放することは、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす。
○コンセッション方式の対象拡大
・空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）の導入を推進する。
- ③ 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）（抜粋）
・関西国際空港・大阪国際空港においては、経営統合の効果を最大限に発揮し、両空港の特性に十分配慮しつつ、利用者ニーズに則した路線の就航促進を図り、両空港を適切かつ有効に活用することにより、関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。
・関西国際空港については、大阪国際空港との経営統合の後、貨物ハブ化等の国際競争力強化に向けた取組を通じて両空港の事業価値の増大を図り、早期の事業運営権売却（コンセッション契約）を実現する。これにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図り、完全24時間空港という本来の優位性を活かした戦略的な経営や前向きな投資を実行することで、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。

		<p>【中部会社関連】</p> <p>①中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)(抄) (目的) 第一条 この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。 (中部国際空港) 第二条 中部国際空港は、国際航空輸送網の拠点となる空港として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。</p> <p>②社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部空港においては、旅客の利便性向上など国内線の利用促進のための取組を行う等、国内路線就航のための環境整備を図る。 ・中部空港については、将来の完全24時間化という課題を見据え、国内空港で唯一超大型貨物のシー&エア輸送に対応可能な施設などの既存ストックの有効活用等による一層の需要拡大に向けた取組を進める。
	<p>政策の達成目標</p>	<p>○新関空会社及び関空土地保有会社 本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図る。さらに、債務の早期かつ確実な返済による関空の国際拠点空港としての再生・強化を図るため、コンセッションを早期に実現する。</p> <p>○中部会社 中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p>
	<p>税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間</p>	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新関空会社及び関空土地保有会社に対する資本割の軽減措置(5/6控除) ・中部会社に対する資本割の軽減措置(2/3控除) <p>(適用期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長を要望(平成31年3月31日まで)
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>○新関空会社及び関空土地保有会社 本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図る。さらに、債務の早期かつ確実な返済による関空の国際拠点空港としての再生・強化を図るため、コンセッションを早期に実現する。</p> <p>○中部会社 中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>○新関空会社及び関空土地保有会社</p> <p>H23.5 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の成立 H24.4 新関空会社設立 H24.7 両空港の経営統合 新関空会社の経営戦略の公表 H24.10 新関空会社の中期経営計画の公表</p> <p>○中部会社 本特例措置により、会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与している。</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>平成16年度に措置を講じて以降、毎年度適用されており、今後も適用が見込まれる。</p>

	<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>○新関空会社及び関空土地保有会社 本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。さらに、本特例措置により、新関空会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資する。よって、本特例措置は有効である。</p> <p>○中部会社 本特例措置により、中部会社において適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保。</p>										
<p>相 当 性</p>	<p>当該要望項目 以外の税制上の 支援措置</p>	<p>○新関空会社及び関空土地保有会社 国 税：・土地保有会社に係る法人税の軽減措置 ・新関空会社が環境対策事業のために取得する大阪国際空港周辺の土地の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置 地方税：・不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置 ・固定資産税及び都市計画税の軽減措置</p> <p>○中部会社 国 税：・法人税の軽減措置 地方税：・不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置 ・固定資産税及び都市計画税の軽減措置</p>										
	<p>予算上の措置等 の要求内容 及び金額</p>	<table border="0"> <tr> <td>○新関空会社 (平成24年度末現在)</td> <td>○中部会社 (平成24年度末現在)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度予算措置額</td> <td>平成25年度予算措置額</td> </tr> <tr> <td>政府保証債 440億円</td> <td>政府保証債 87億円</td> </tr> <tr> <td>政府補給金 40億円</td> <td>政府出資額 837億円</td> </tr> <tr> <td>政府出資額 5,530億円</td> <td></td> </tr> </table>	○新関空会社 (平成24年度末現在)	○中部会社 (平成24年度末現在)	平成25年度予算措置額	平成25年度予算措置額	政府保証債 440億円	政府保証債 87億円	政府補給金 40億円	政府出資額 837億円	政府出資額 5,530億円	
	○新関空会社 (平成24年度末現在)	○中部会社 (平成24年度末現在)										
	平成25年度予算措置額	平成25年度予算措置額										
政府保証債 440億円	政府保証債 87億円											
政府補給金 40億円	政府出資額 837億円											
政府出資額 5,530億円												
<p>上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係</p>	<p>上記の政府保証債等による、資金調達の際の信用力の補完等により、空港及び周辺環境の整備・運営を支援することと、本要望による税負担の軽減とが相まって政策目的を達成することができる。</p>											
<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>○新関空会社及び関空土地保有会社 本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。さらに、本特例措置により、新関空会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資する。よって、本特例措置は妥当である。</p> <p>○中部会社 中部会社は資産の取得に必要な資金の大部分を借入金等によらざるを得ず、財務体質は脆弱な状況である。 このため、本特例措置により、同会社の財務体質の健全化が図られ、中部空港の整備・運営を円滑に行えるものとなる。 よって、本特例措置は妥当である。</p>											
<p>ページ</p>	<p>33-5</p>											

税負担軽減措置等の適用実績	<p>本税制特例措置適用実績 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関空会社(～H24.6)</td> <td>548(2)</td> <td>548(2)</td> <td>548(2)</td> <td>548(1)</td> </tr> <tr> <td>関空土地保有会社(H24.7～)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関空用地造成会社(～H24.6)</td> <td>1(1)</td> <td>1(1)</td> <td>1(1)</td> <td>0(1)</td> </tr> <tr> <td>新関空会社(H24.7～)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>464(3)</td> </tr> <tr> <td>中部会社</td> <td>115(2)</td> <td>115(2)</td> <td>115(2)</td> <td>115(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()内は、適用件数。</p>		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	関空会社(～H24.6)	548(2)	548(2)	548(2)	548(1)	関空土地保有会社(H24.7～)	—	—	—	—	関空用地造成会社(～H24.6)	1(1)	1(1)	1(1)	0(1)	新関空会社(H24.7～)	—	—	—	464(3)	中部会社	115(2)	115(2)	115(2)	115(2)
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度																										
関空会社(～H24.6)	548(2)	548(2)	548(2)	548(1)																											
関空土地保有会社(H24.7～)	—	—	—	—																											
関空用地造成会社(～H24.6)	1(1)	1(1)	1(1)	0(1)																											
新関空会社(H24.7～)	—	—	—	464(3)																											
中部会社	115(2)	115(2)	115(2)	115(2)																											
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○中部会社 課税標準 (資本金等の額) 55,778,667 千円</p>																														
税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>○新関空会社及び関空土地保有会社 本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。さらに、本特例措置により、新関空会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資する。</p> <p>○中部会社 本特例措置により、中部会社において適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保。</p>																														
前回要望時の達成目標	<p>○新関空会社及び関空土地保有会社 両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション(公共施設等運営権の設定)を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>○中部会社 中部会社に係る資本金は、空港建設に不可欠な原資又は必要経費であるが、環境に配慮した海上空港であることに起因して、多額の建設費用を要していることから、税制面から支援することにより、円滑な空港整備の促進及び安定的な運営の確保を図る。</p>																														
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>○新関空会社及び関空土地保有会社 新関空会社では、中期経営計画(平成24年10月26日公表)に基づき、両空港の事業価値の向上に向けた取組を積極的に進めており、可能な限り速やかに(早ければ平成26年度にも)コンセッションを行うことを目指しているところであり、その実現のため、引き続き、税制特例による支援が必要である。</p> <p>○中部会社 本特例措置による税負担の軽減等によって、中部空港の円滑な整備の促進及び安定的な運営の確保を進めているところ。 今後においても、同空港に係る財務体質の健全化を支援し、国際競争力・航空ネットワークの強化へ向け、引き続き、税制特例による支援が必要である。</p>																														
これまでの要望経緯	<p>平成16年度：法人事業税の課税標準の軽減措置の創設 平成21年度：法人事業税の課税標準の軽減措置の5年延長 平成24年度：新関空会社及び関空土地保有会社に係る法人事業税の特例措置の拡充を要望</p>																														